

(別紙3 意見提出様式)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）に対する意見

令和 年 月 日

船橋市建設局建築部宅地課 審査第一係 宛て

〒273-8501（住所省略可）千葉県船橋市湊町 2-10-25

FAX：047-436-2716 メールアドレス：takuchi@city.funabashi.lg.jp

提出者	住 所	〒		
	氏 名※1		電話番号	
	電子メールアドレス		勤務・通学先名※2	

※1 法人にあつては、名称及び代表者氏名 ※2 市内在住ではない方のみ

盛土規制法に基づく規制区域（案）に関し、以下のとおり意見を提出します。（別紙に記載する場合は「別紙に記載」としてください。）

意見の内容